

暴風警報・特別警報などにおける措置

大阪府北大阪に暴風警報・特別警報等の発令がある場合、阪急電鉄やJRの運行が停止している場合などの措置を次のとおりとする。

① 授業日の措置について

- ・午前7時までに解除の場合、平常授業
- ・午前9時までに解除の場合、第3限より授業
- ・午前11時までに解除の場合、第5限より授業
- ・午前11時以降に解除の場合、臨時休業

② 考査日の措置について

- ・午前7時までに解除の場合、予定どおりの考査
- ・午前11時までに解除の場合、午後1時20分より考査
- ・午前11時以降に解除の場合、臨時休業とし、該当の考査は考査最終日の次の授業日に実施